

発言者	発言内容
司 会	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度埼玉県児童虐待防止対策協議会を開会いたします。本日はお忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>開会に当たりまして、当協議会会長の大野元裕埼玉県知事から御挨拶を申し上げます。よろしくをお願いいたします。</p>
大野知事	<p>まずは冒頭、元日に発災をいたしました、「令和6年能登半島地震」におきまして、お亡くなりになられた皆様、そして全ての被災された皆様に対し、心からのお悔やみと、そしてお見舞いを申し上げます。</p> <p>改めまして本日は大変お忙しい中、令和5年度児童虐待防止対策協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。ここからは着席して話を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>虐待から子どもたちを守るという志の下、県医師会の金井忠男会長をはじめとし、関係団体の皆様の御協力をいただき、今年度、本協議会を開催することができました。改めて感謝を申し上げます。</p> <p>さて、本県の児童相談所における令和4年度の児童虐待相談対応件数が1万8,877件と過去最多となりました。県ではこれまで、現場で相談・援助に当たる職員の増員や、熊谷児童相談所一時保護所の新設、朝霞市において県で8番目となる新たな児童相談所の令和7年度開設に向けた準備を進めるなど児童相談所の体制強化のほか、警察とのリアルタイムでの全件情報共有など、関係機関との連携強化にも努めてきたところでございます。</p> <p>昨年12月に閣議決定されました「こども大綱」では、全ての子ども・若者や家庭を対象とした、乳幼児期からの切れ目のない関わりを強化するとともに、多様な支援ニーズを有する子どもたちの健やかな育ちを支え、「誰1人取り残さない」社会を実現するため、地域における包括的支援を提供する体制整備が求められているところであります。</p> <p>県では、今年度より新たに、孤立した子育てを防止し、育児の負担を軽減するため、お子様が生まれた世帯にギフトを贈呈する「コバトンベビーギフト事業」を市町村と連携して実施しております。このベビーギフト事業はベビーギフトの配布が主目的というよりも、この配布を通じて市町村に御協力をいただき、市町村と子育て世帯が確実に繋がることで児童虐待の未然防止に努めるということが目的であります。また、子ども食堂など、子どもが地域で安心して過ごせる居場所作りも進めているところであります。</p> <p>子どもや子育て当事者を巡る課題は深刻化・複合化しております。関係機関や団体が密接にネットワークを形成し、虐待の早期発見・早期対応に努めていくことが重要であります。</p> <p>本日は弁護士の後藤啓二様を講師としてお迎え申し上げます。後藤先生は、NPO法人シンクキッズ—子ども虐待・性犯罪をなくす会—の代表として、とりわけ児童相談所と警察との全件情報共有と連携の実現に向けて、大変精力的に活動をしておられます。</p> <p>後藤先生のこれまでの経験から得られた知見を共有していただき、多くの関係機関が連携して、子どもや子育て当事者を見守る体制の構築につき考えていけたらと思っております。</p> <p>子どもは社会の宝であります。未来ある子どもたちを虐待から守り、社会全体で健やかな健全な育成を支援するため、皆さんと共に「ワンチーム埼玉」で全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも協議会の皆様におかれましては、引き続きの御協力をお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。改めまして、本日はありがとうございます。</p>
司 会	<p>知事、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、本日ご出席いただきました委員の皆様をお1人ずつご紹介させていただきます。</p>

発言者	発言内容
	<p>埼玉県医師会会長で当協議会副会長の金井忠男様でございます。</p> <p>埼玉県歯科医師会会長、大島修一様でございます。</p> <p>埼玉県看護協会会長、澤登智子様でございます。</p> <p>埼玉県助産師会会長、牧岡晴美様でございます。</p> <p>埼玉弁護士会会長、尾崎康様でございます。</p> <p>吉川市長、中原恵人様でございます。</p> <p>松伏町長、鈴木勝様でございます。</p> <p>埼玉県民生委員児童委員協議会会長、寺田治子様でございます。</p> <p>埼玉県保育協議会会長、喜多濃定人様でございます。</p> <p>全埼玉私立幼稚園連合会会長、四ツ釜雅彦様でございます。</p> <p>埼玉県私立中学高等学校協会会長、青木徹様におかれましては、所用のためご欠席となっております。</p> <p>埼玉県教育局市町村支援部長、石井宏明様でございます。</p> <p>埼玉県警察本部生活安全部長、川上博和様でございます。</p> <p>皆様ありがとうございました。</p> <p>本日の予定ですが、このあと児童虐待の現状について事務局から報告いたします。続きまして、NPO法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会ーの代表で弁護士の後藤啓二様から御講話をいただきまして、その後一旦休憩を挟みまして、講話の内容を踏まえた意見交換を行い、15時40分を目途に終了したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>大変恐縮ですが大野知事につきましては、公務の関係でここで退席させていただきます。</p>
大野知事	今日はよろしくお願いいたします。ありがとうございます。
司 会	<p>なお本日、埼玉県からは福祉部長の金子直史が出席させていただいております。そのほか、関係部局の職員も事前にお配りした名簿のとおり、出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入りますが、本日は会長である知事が退席させていただいたため、ここからの進行は、本協議会の副会長である金井医師会会長にお願いいたします。</p> <p>金井会長どうぞよろしくお願いいたします。</p>
金井医師会会長	<p>それでは議事を始めさせていただきます。次第に従って進めていきたいと思います。</p> <p>はじめに、次第の4、「児童虐待の現状について」、まず事務局から説明をお願いします。</p>
菊池こども安全課長	<p>こども安全課長の菊池と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは資料の1を御覧ください。令和4年度のさいたま市を含みます県内の児童相談所が対応した児童虐待対応件数ですが、1万8,877件と、前年度比では1,271件、率にすると7.2%増加して過去最多となっております。前年度からの増加の理由ですが、下の棒グラフが通告経路を記載しておりますけれども、警察の通告が1万1,929件と全体の6割を占めております。この警察からの通告が1,200件増加、11.2%増加したことが大きな要因かなと考えております。</p> <p>警察からの通告のうち約7割が夫婦間の喧嘩、DV目撃などの心理的虐待に係るもので、その背景には警察の方がDV事案の積極的な介入を行ってきたことなどが考えられます。20年ぐらい前の記録を見ていたんですけれども、20年前は警察からの通報5%でした。件数で90件ということで、20年前、平成15年といえ、児童虐待防止法が平成12年施行ですので、施行の頃はそれくらいの数字だったのが、平成16年に児童虐待防止法が改正され、DV目撃の心理的虐待ということで位置づけられたこともあって、積極的な通告がなされてきたという経緯がございます。</p>

発言者	発言内容
	<p>す。それから医療機関、福祉事務所などの関係機関通告も増加していることから、このような連携というところで通告の周知が図られた部分もあるのかなと考えております。</p> <p>他方、近隣住人からの通報が少し減少しております、これは近県にもちょっと聞いてみたくてすけれども同じような状況だったようなので、もしかしたらコロナとかそういったことで外に行く機会が減ったとか、そういったことも考えられはするのですが、はっきりとわからない部分もあるんですけれども、虐待の潜在化を防いで適切な介入に繋げていくという観点からも、一般県民を含め広く虐待防止に係る啓発には取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>次のページをご覧ください。令和4年度 児童虐待相談対応の状況(2)となって円グラフが出ています。これについては虐待者、種別と児童の年齢となっております。虐待者を見ますと、実母・実父で9割を占めています。なんとなくニュースのイメージなどを見ると、継父とか継母みたいなイメージがあるかと思うんですけれども、実際のところはお父さんお母さんが虐待者ということで通告9割を占めているという状況でございます。</p> <p>それから、虐待の種別ですけれども、夫婦間の喧嘩とかDV目撃などの心理的虐待が約6割を超えております。これが最も多いのですけれども、心理的虐待の通告の増加に比べるとネグレクトの通告件数の増加が多く、これに伴ってネグレクトの割合が少し増加しております。</p> <p>それから最後に虐待を受けた児童の年齢ですが、就学前の乳幼児で4割を超えていて、小さい子の虐待、どうしてもしつけなどの部分で、なかなか難しくなって手をあげてしまう、つい大きな声を出してしまうというところでは、この年齢ほど多いというところがあるので、いわゆる育児支援という部分も、虐待防止の大事な対応かと考えています。引き続き児童相談所の体制強化や警察、市町村、民間などの関係機関との連携強化に取り組んで、児童虐待防止に努めて参りたいと考えております。</p> <p>続きまして資料の2をご覧ください。本庄市で起きました5歳男児死亡事件についてになります。令和3年度に発生しまして、だいぶ社会的にも注目を集めました本庄市の5歳男児死亡事件について事件の概要や経過等を説明させていただきます。まず、事件の概要ですが、行政機関が継続的に関わっていた中で、DV等の複合的な問題を抱えた家庭の幼児が、お母さんとともに友人宅、知人宅へと転居を繰り返した後に、お母さんと同居人からの虐待により死亡するという残念な事件です。改めて亡くなったお子さんの御冥福をお祈りしたいと思います。</p> <p>事件の主な経過です。お母さんとお子さんが父親と別居する令和2年夏頃、その頃までは、生活困窮や、本児の発育・発達の遅れ、父によるDVなどにより、本件母子家庭は市の方と関わりを持っていました。しかし、なかなか効果的な支援に結びつかない中で、同年の7月ぐらいに、お父さんのDVが原因で、この母子が友人宅に居候するという形になります。しばらくその友人宅で生活をしていたのですが、その友人との仲たがいをきっかけに、令和3年1月頃から、その友人を介して知り合った知人宅へと移ります。この知人宅なのですが、いわゆる内縁関係の男女が暮らしていて、最初にお母さんとお子さんが居候した友人も、この男女に子どもの面倒を見てもらったりしていたということです。知人宅に移ってからそう日を空けずに、同居する女性が主導して本児が返事をしないことなどを理由に、お母さんおよびその男女から本児への虐待が行われるようになりました。同じ年、令和3年9月6日には、市内の飲食店から市に対して、本児が在籍する保育所からは、その市を管轄する児童相談所に対して虐待の通告がなされております。内容は、この飲食店で食事をするとき、子どもが2時間ほど正座をさせられて同居する男から叱責されていた、お母さんはその姿をスマートフォンで撮影しているという内容でした。翌9月7日に児童相談所は市に対応を依頼し、母子と保育所で面談し通告の内容について確認と指導を行っ</p>

発言者	発言内容
	<p>たものの、知人宅の居場所、居所については特定できず、同居人に関する情報も得られなかったという状況になります。</p> <p>そうした中、児童相談所と市は、子どもが問題なく保育園に登園していることから、保育所に見守りを依頼するという形をとりました。同年10月25日には児童相談所が本件の取り扱いを終結し、市は保育所を通じた子どもの見守りを継続していました。そのような中で、年が明け、令和4年1月20日にお母さんが子どもの保育所の退所届を提出しました。市の職員に対しては、子どもは県外の母方実家に預けており、これから転出届を出すところだと話しています。ただ実際には1月18日には、もうお子さんは亡くなっていたという状況になります。</p> <p>その後、転出届が出されないことから、市は母方の実家のある自治体に対して子どもの安全確認を依頼し、その年の3月2日に母方の実家に確認が行われたんですが、結局本人の確認ができなかったということで市が警察に相談し、3月5日に知人宅の床下から子どもの遺体が発見されたという事件になります。</p> <p>2ページに移っていただきまして、事件後の状況についてになります。母および同居人の男女の3人は本児に対する傷害致死罪、死体遺棄罪、暴行罪で逮捕・起訴され、令和5年にさいたま地裁で裁判員裁判が行われています。令和5年9月8日には、母には懲役10年、同居の男には懲役12年の判決が下され、11月24日には同居の女に懲役13年の判決が下されています。</p> <p>裁判では、母が、父からのDVから逃れる際にほとんど頼れる当てがなく、友人を介して知り合った知人宅に居候し、経済的にも精神的にも弱い立場に置かれていたことが明らかになりました。その一方で同居人らの影響は否定できないものの、母は、他に取り得る選択肢もあった中で、結局は自らの判断により子どもへの虐待に及んでいたことが指摘されています。</p> <p>資料の中ほどですが、令和4年度には、事件が発生した本庄市の要保護児童対策地域協議会において、本件の検証が行われております。令和5年6月27日には結果が公表されました。児童相談所と市との連携や情報共有の不十分さ、市民と行政の感覚のずれなどが課題として挙げられ、児童相談所と市の密な連携や情報共有、要対協で扱う案件や対象範囲の見直しといった改善策について提言がなされております。</p> <p>資料の下段ですが、令和5年7月20日からは埼玉県においても検証委員会による検証を行っております。児童相談所をはじめとする関係機関の関与に焦点を当てて、児童相談所の記録や、関係機関の職員へのヒアリング、公判の内容等の情報をもとに検証していただいております。今後、改善策については、報告書にまとめて御提供いただく予定となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。</p>
金井医師会会長	<p>ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に関する質疑応答ですけれども、この後、後藤先生からの御講話をいただきまして、その後に意見交換の場が設けられていますので、その中で質疑応答を受けるということにさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次第の5に移らせていただきます。</p> <p>先ほどの知事からのお話にございましたが、本日は、NPO法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会ーの代表で弁護士の後藤啓二先生から、「ベストの態勢で子どもを虐待から守る「Working Together」の実現を」と題して御講話をいただきたいと思います。その後、後藤先生を交えて皆さま方と意見交換をしたいと思います。</p> <p>それでは、後藤先生よろしくお願いいたします。</p>
後藤弁護士	<p>皆様こんにちは。私は、ただ今御紹介いただきましたNPO法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会ーの代表をしております後藤と申します。本日このような場でお話をさせていた</p>

発言者	発言内容
	<p>           だく機会をお与えいただき、大変光栄に存じております。         </p> <p>           本日の私のテーマは、”ベストの態勢で子どもを虐待から守る「Working Together」の実現を”ということなのですが、この「Working Together」っていうのは、イギリスの児童虐待対策の取組の理念なんです。それはまさに縦割りではなくて、関係機関がみんなで頑張ろう、みんなでベストの取組で頑張ろうと、それがイギリスの児童虐待対策の理念でありまして、埼玉県は非常に進んでおられると思っておるんですけども、全国的に見れば、この「Working Together」に全然なっていない。縦割りで、救えるはずの命が救えないというような問題がだいぶ改善したんですけども、まだかなり残っている。このあとお話ししますけれども、埼玉県で全国初の警察と児相との情報共有システムも整備されたりして、今その流れが全国的に進んでいるんですけども、まだまだ道半ばの状況でございますので、そういう関係機関の連携の必要性について、まずは述べさせていただいて、あとは、虐待を生き延びた子どもたちも、その後非常に生きづらい状況でございますので、その子たちをいかに救うか、助けるかという問題についてもお話しさせていただきます。やはりその場面でも「Working Together」、関係機関だけではなく、民間の方、企業、住民、みんなでできることは何でもやるぞということで、やっていくべきじゃないかというふうに思っておりますので、そのことについてお話をさせていただきます。         </p> <p>           それでは座って、お話をさせていただきます。         </p> <p>           まずは簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は、もともと警察庁で23年間、役人をしておりまして、大阪府警の生活安全部長というところでは、児童虐待は直接は扱わなかったんですけども少年犯罪対策等、色々な活動に従事しておりまして、やはりこの児童虐待というのは大変な問題だなというふうに思っていたところでありまして。その後、警察を辞めまして弁護士になったんですけども、平成20年頃からですかね、全国的に本当にひどい虐待死事件が続くようになりまして、民間の立場でできることをやろうと思ひましてNPO法人を設立しております。最初は、虐待とか性犯罪の被害を受けた子どもたちへの精神的な支援といいますか、専門的な医師の先生と一緒にそういうことをやろうと思って活動していたんですが、虐待がひどくて、死亡事件がひどい。しかもそれが、全くどうしようもなかったような事件ではなく、関係機関が連携すれば救えたんじゃないかという事件が非常に多いということを痛感しまして、現在は専ら、そういう救えるはずの子どもの命が救えないようなことだけは、何とかなくそうという取組をしております。それではレジメに従ってお話いたします。         </p> <p>           現在は、子ども受難の時代だろうというふうに考えております。それは、核家族化・シングル家庭化の進展、地域社会の連帯意識の希薄化、あるいは密室化したマンションの増加、商店街の消滅です。私の子どもの頃は、うちは大家族じゃなかったですけど大家族の家庭も多かったでしょうし、地域社会、ご近所とは仲良しだったですし、まだ市場というのがあって、そこに行けば商店のおじさんやおばさんとは顔見知りで、おそらく何かあったら守ってくれるんじゃないかというような地域社会だったと思うんですけども、今ではそういうのも全てなくなって、昔のように大家族の中の誰かが、あるいはご近所の誰かが子どもを守るということは、ほとんど期待できないんじゃないかと思っております。         </p> <p>           ある学者さんが言っていたのですが、密室化した空間で上下関係、力関係のあるもの同士ではどうしても虐待といいますか、暴力が起こりやすいんだという話は聞いたことがございまして、そういうことからすると、今後とも虐待増は不可避ではないかと。ですから今後は虐待が不可避だということを前提に虐待防止対策をとっていく、あるいはそういう理念が必要ではないかということで、これまで児童相談所が中心でやっておられてそれで良かったんじゃないかと思うんで         </p>

発言者	発言内容
	<p>すけれども、こういう時代では、やはりそうではなくて、「Working Together」、関係機関が連携して頑張ろうという理念の取組が必要ではないかと考えております。</p> <p>児童虐待の現状ですが、全国的には、虐待ではないかとの通報が警察に約11万件、児相にも10万件ぐらい寄せられておまして、ほぼ同数、警察と児童相談所に寄せられていると。住民からの多くは警察に寄せられ、児相には学校・病院と公的機関からが多い。</p> <p>虐待死させられる子どもの数は年間60～100人。ただ、日本小児科学会によると、実際には3.5倍ぐらいに上るんじゃないかと。これもやはり見逃しが非常に多いわけですし、警察でも、やっぱり見逃しもかなりあるだろうなというふうに実感をしておるところであります。</p> <p>もう一つの問題は、なんとか生き延びた子どもたちも、心の傷、トラウマが深刻でありまして、専門的な治療もほとんど受けることもないし、支援も不十分で生き延びても前向きに生きていくことが困難な状況にあるということでもあります。</p> <p>もちろん虐待で取り組まなければならない問題は山ほどあるんですけれども、本日はこの2点について、救えるはずの命が救えないってという問題と、生き延びても生きづらい、この2つの問題についてお話をさせていただきます。</p> <p>1点目は、児童相談所が関与しながら救えるはずの命が救えない。これはちょっとすみません、題名がミスリードだったんですけれども、もちろん児童相談所だけじゃなく、市町村もそうですし、警察もそうですし、あらゆる機関が関与しながら、あるいは気付きながら、救えるはずの命が救えないという事例が多くあります。それはやはり縦割りってというのが最大の問題であろうというふうに考えておまして、今からご報告いたしますが、児童相談所の甘いリスク判断で、虐待ではない、あるいは軽微であるとして放置されると。それがそのまま最悪、虐待死に至らしめられるということでもあります。これは、先程来から申し上げているように、やはり縦割りの対応ではどうしてもこうなるわけでありまして、子どもを守るベースの体制を整備すべきであろうということでもあります。</p> <p>2点目は、子どもが虐待を生き延びても生きづらいということ、先ほど申し上げたように、保護されても専門的な治療を受けられない、あるいは児童養護施設での生活水準が低い、大学進学・就職も不利、卒業後も十分な支援がないというような問題がございます。</p> <p>この2点についてお話をさせていただきます。</p> <p>1点目、児童相談所が関与しながら救えたはずの命が救えないということなんです、先ほど本庄市の事件の話にもありましたが、今から御説明しますが、児童相談所だけじゃなくて、市町村もそうですし、あるいは警察ももちろんそうなんです。これまでそういう対応はしてしまっているわけでありまして、共通して言えるのはやはり虐待リスクの判断が甘いということですよ。</p> <p>代表的なことを言いますと、子どもに傷があって、子どもが親にやられたんだと言っても、親が虐待を否定すれば、要するに知らないとかですね、勝手に転んだんじゃないですかとか言うと、また虐待でない判断して放置することです。あるいは乳児に骨折があり、医師が虐待の疑いが高いといっても、親が否定すればやはり虐待でない判断することですね。あるいは同居男、交際男の虐待が疑われても、男の所在調査、人定調査すらしないとかですね。これは最近すごく多いわけなんですけれども、シングルマザー家庭に同居男、あるいは交際男が出現し、虐待死に至らしめるという事件です。これは、同居男の出現というのは、非常にリスクが高いわけなんです。私も子どもがお願いしているのは、もうその時はすぐに警察に連絡してくださいと。やはり児童</p>

発言者	発言内容
	<p>相談所とか市町村では、こういう同居男とか交際男の調査をすることは、甚だ困難なわけです。警察でも困難な場合があるわけですし、尾行しなければならないかもしれないし、非常に困難です。そういうことを普通の公務員である児童相談所とか市町村でやることはほぼ不可能だと思っておりますので、こういう時は直ちに警察に連絡して、警察が調査する、一緒に聞き取りをする、あるいは傷があったら捜査するっていうような体制にしないと、同じような事件が多数もう全国で繰り返されてるんですよ。</p> <p>本庄市の事件は、警察に連絡があったかどうか分からないんですけども、もし警察に連絡がありながらその一家の調査をしなかったっていうのであれば、やはり警察の責任というのは非常に大きなことになるだろうと。ただ通常は、こういう連絡を受けたら警察が調査して、その同居男とか交際男にちゃんと事情を聞いて、あんた何かやったんかというようなことをちゃんと聞き取れば、それだけでかなりの抑止力になるわけですし、それで犯罪が行われたことが分かれば逮捕などもできるわけですので、この辺は、最低限やってほしいということを今全国にお願いをしているところであります。</p> <p>また、通報された家庭の所在が分からない、これまた結構あるわけなんですよね。泣き声通報などであるのですが、これもやっぱり放ったらかしにしたら非常に危ないわけですし、大阪市で2児がマンション内に放置されて餓死したという事件がありました。大阪市の児童相談所が3回ぐらいですかね、通報受けて家庭を探したが分からないのでそのままにしていたと。警察にも連絡しなかったと。これは警察に連絡していれば、これまた警察が何もやらなかったら、もちろん警察のすごい責任になるんですけども、おそらく夜間でもマンションの家庭を1軒1軒ノックしてでも、所在調査すると思うんですよ。やはり役割が違いますから、そのようなことまでを児童相談所とか市町村に期待するのは無理だと思うんですよ。ですから、そういう無理なことはちゃんと警察に直ちに連絡して警察にやってもらうっていうような連携体制をとらないと、これまたいつまでも同じような事件が、我々では分かりませんでした、として起こってしまいますので、これも全国に改善をお願いしています。</p> <p>あとは、親が面会拒否してそのまま放置するという対応です。これもよくあるんですけども、こういうのが非常に多くて、虐待死に至らしめられていくと。具体的な事件をいくつか説明いたしますと、昨年、奈良県橿原市で、星華ちゃん虐待死事件という事件が起こりました。シングルマザー家庭の3歳の子どもの目に傷があって、子どもが誰かにやられたと発言したので、歯科医師が児童相談所に通報したんですね。そこから児童相談所が市に連絡して、市の職員が家庭訪問したところ、母親から交際男の手が当たっただけだと説明。虐待ではないと判断。警察に連絡しませんでした。その1か月後、交際男により虐待死させられました。まさに今言ったような事件が起こっていて、これはやはりの親の言い分を真に受けるっていうのがまず問題なんですけど、同居男・交際男の存在が分かっているながら調査しないという大きな問題があります。児童相談所や市町村では調査が非常に困難だろうから、これもやはり警察にすぐ連絡して、警察がすぐ調査するという体制をぜひとも作る必要があるということが明らかになった事案であります。</p> <p>また、千葉県野田市の心愛さん虐待死事件。これも非常にひどい事件でありまして、これも7回8回救えるチャンスがあった事案なんですけど、主なものだけ言いますと、児童相談所は学校から通告を受けました。父親から10回も殴られたと心愛さんが訴えているんですよ。これは明らかな犯罪なんですけど、児童相談所が警察に連絡してないんですよ。隣の子を10回も殴ったら、これはもう即逮捕ですよ。自分の子どもを10回殴っても問題ないとも思っているんじゃないかと私は思うんですけど、これ千葉県の児童相談所なんですけど、何で自分の子どもだと10回殴</p>

発言者	発言内容
	<p>っても問題視しないんだということなんです。私はやはり、ここに我が国の児童虐待対応の非常に大きな問題があると思います。親の中でこう思ってる人が多いっていうのは、みんな分かっているんですけど、児童相談所でも、学校でもそう思ってる。10回殴っても別に警察に連絡しなくてもいいんだと思ってる公的機関がかなりあるんじゃないかと。それが非常に大きな問題であるということです。こういうときに警察に連絡していれば多分逮捕したと思いますし、逮捕しなくても最低でも警告をすれば、それは父親に対するかなりの抑止力になったわけでありまして、こんな事件はおこらなかった。その後も同じようなずさんな対応をしてるんですけども、最後、土壇場は、冬休みになって心愛さんが登校しなかった、長期間欠席したという危険な兆候を把握しながら、児童相談所も学校も家庭訪問もせず、警察にも連絡せず放ったらかしにしていた。その間に殺されていたという事案なんですよ。これは後で言いますが、このような危険な兆候があったときにはすぐ警察に連絡して、警察がすぐ向かえば、衰弱した心愛さんを救うことができたわけでありまして、やはりそういう連携体制を取る必要があるということでもあります。</p> <p>東京都目黒区の結愛ちゃん虐待死事件。これもひどい事件なのですが、香川県の児童相談所と東京都の児童相談所なのですが、香川県の児童相談所は傷があつたんですけど、親が否定したので、虐待でないとして放置したんですね、あるいは東京都の児童相談所は母親から面会拒否されたら、親との信頼関係が重要としてそのまま放置した。そして警察にも連絡せずにて、虐待死に至らしめてしまったんですね。これは面会拒否というのが極めて危険な兆候なんですけれども、それを放置したというのが問題で、これについて高知県などは、面会拒否されたら直ちに警察に連絡すると、警察の担当者と児童相談所と一緒に家庭訪問してとにかく子どもと面会する、子どもと面談するという連絡体制をとっているんですよ。やっぱりそうしないと、面会拒否されてああそうですかで済ましたらね、これもう児童相談所いらないですよ。一般人でもこれ危ないと分かるような話ですから。まずはその子どもの安否を確認する、そのためには、児童相談所が行っても会ってくれないなら、警察と一緒に行けば、親もこれはまず会わせるので、そういう連携体制が必要だということでもあります。</p> <p>東京都足立区の玲空斗ちゃん虐待死事件。これも非常にひどい話なんですけど、子どもをウサギ用ケージに監禁して虐待死させたという事案です。東京都の児童相談所は11回家庭訪問しながら2度しか会えなかった。それにもかかわらず放置してたという事案です。これは本庄市の事件と似てるのかも知れませんが、近所の住民が次男を見ないという連絡を受けた東京都の児童相談所が慌てて警察に連絡し、警察が捜査し、結局1年以上前に殺されていたということが分かったということなんです。事件発覚後、児童相談所は虐待を疑う情報がなかったと言っているわけなんですけど、これだけ住居訪問して2回しか会えないにもかかわらず、虐待を疑う情報はなかったというのはどうかしていますし、1回か2回会えなかった時点で警察に連絡して、会えないんでちょっと行ってもらえますかと言えばね、警察が行けば、子どもがどういう目にあっているか分かったわけですから、児童相談所は何でそれをしないんだらうなっていうことなんです。なぜ他機関と連携しないのか、「Working Together」をなぜしないのか、なぜ自分だけで判断する、しかもそれを非常に甘く判断する、結局子どもを見殺しにするということになっているわけでもあります。</p> <p>繰り返し同じような話ばかりで、皆さんも気が重くなると思うんですが、市町村でも全く同じような話がありまして、大阪府摂津市の3歳児熱湯による殺人事件、これもやはりシングルマザー一家庭で男と同居を始めた。これもまた危険な兆候なんですけど、さらに母親の友人から、このままでは子どもは殺されるかもしれないという、非常にもう最大級の通報があつたんですけど</p>

発言者	発言内容
	<p>も、それでも市は大丈夫と判断するんですよね。警察にも連絡しないまま。そして子どもは男から熱湯を浴びせられて殺されたという事案です。</p> <p>私はこれは、本当にもう不思議っていうか、なんでここまでの危険な情報があっても放ったらかしにできるのかということなんです、残念ながらこういう事件が毎年毎年続いているということでございます。</p> <p>ここには書かなかったんですが、実は警察もね、同じようなことやってるんですよね。</p> <p>生活安全部長さんは御存知だと思いますけど、狭山市の羽月ちゃん虐待死事件というのは、警察に虐待でないかとの110番が2回入って、警察が2回行ったんですけど、親が「いや私何もやってませんよ」と言われたので、虐待でないと判断して、児童相談所にもどこにも通告しなかったという事案です。実は、この案件は狭山市も把握していて、ちょっと問題のある家庭だったんですけども、狭山市の方も児相に連絡しなかったということなんです。ですから、この3者が自ら得た情報を集約すれば、これは危険な家庭だということが分かったわけなんです。</p> <p>私が申し上げてる基本は、情報の集約なんです。多くの機関が情報を把握しているわけですから、把握できた情報を児相に集約する、児相で多くの情報に基づいて、できる限り正確な虐待リスクの判断をする、こういう体制を作るのが第一歩。ここからやらないと。それぞれの機関が1回見に行って「大丈夫」、親が「いや私は何もやってません」、「ああ、そうですか」で済ませていたら、いつまで経っても同じ事件が続いてしまうということなんです。</p> <p>児童相談所のことを書いてますが、すべての機関が自分の機関だけで「これは大丈夫」と判断しないようにしなければならないということでもあります。それはこのポンチ絵を見ていただいたら明らかだと思うんですけども、一つの機関だけで子どもを見守るのと、多くの機関の多くの目で子どもを見守るのと、どちらが子どもにとって安全かという、これはもう明らかです。もう100人が100人、右側のほうがいいに決まってるということですよ。</p> <p>埼玉県さんはかなり前から全件共有やっていただいているんですけど、私、いま全国回って、こういう体制作ってくださいよと自治体をお願いして、これを見せて明らかですよと言っても、実は、やってくれないところが結構あるんですよ。結構ある。</p> <p>「うちはちゃんとやっています」と、東京都なんかそう言うんですよね。あれだけの事件を起こしていても、「いやいや、うちはちゃんとやっています」と。警察との情報共有は2割ぐらいしかしていないんですけど、「それで十分です」と今でも言っている。そういう都道府県や政令指定都市が残念ながら、だいぶ減ったんですけど、今でも10自治体近くあって、お願いしてるんですけど、なかなか全国すべては行ってないということでもあります。</p> <p>これを何とかするためには、児相と市町村と警察が全ての情報を共有して、できる限り正確に虐待リスクを判断すると、それぞれの機関が協力して、優れた能力がそれぞれあるわけですから、役割分担してベストの力で子どもを救える体制を作ってください、という要望活動を行っております。これは日本医師会とか、東京都医師会、看護協会、主に医師の方の御協力を得ていただいております。まず児童相談所と警察がすべての案件を共有するという内容の法律の制定を求めたんですけど厚労省に拒否されてしまい、その代わりに、非常に不十分な情報共有の基準を作られてしまいました。それでしょうがないので個別に自治体を訪問して説得して、今ようやく政令指定都市合わせて50～60程度の自治体で児童相談所と警察との全件共有が実現しているんですけども、まだまだ自治体が残ってるというのが実情であります。</p> <p>情報共有のメリットについてちょっとわかりやすく例を言いますと、その図をご覧ください。児童相談所が単独で対応した場合どうなのかということなんです、例えば子どもの泣き声がす</p>

発言者	発言内容
	<p>             るということで行って、親が否定したような場合には、これ当然虐待リスク低と判断しますよね。あるいは虐待ではないと判断すると思います。この案件を警察と共有すると、警察の方でデータベースでチェックして、いや実はこの父親に虐待歴がある、あるいはDV歴がある、あるいは子どもの方を深夜に保護したことがあるというようなことがあると、それを児相に通報することになるわけです。すると児相は、ああそうだったんだと、虐待リスク中程度だなというふうに判断できます。その後、児相と警察とでこの案件は心配なので一緒に注意してやっていきたいと思いますということになり、警察が付近をパトロールをしていたところ、男の怒鳴り声が聞こえたので入っていったら、父親が子どもを叩いていたことが判明したとしますと、こういうことが分かれば、当然警察は児相に情報提供して、児相は虐待リスクは高と判断して一時保護も検討できるということになるわけです。これはもちろん警察に限らないんですけれども、他機関と案件を共有すると、その案件についてそれぞれの機関が、保有する情報、あるいはその後保有するに至った情報、警察に言えばもちろん警戒して、パトロール活動とかいろんなことやりますので、近所の聞き込みとかやりますので、新たな情報が分かるわけなんですよね。そういう情報も得て、児童相談所が虐待リスクを判断する。要するに、できる限り正確に虐待リスクを判断するためには、警察だけじゃありませんが、少なくとも警察と案件を共有して、警察の持っている情報を得て判断する必要があるということでもあります。           </p> <p>             あともう一つは、その危険な兆候把握時の緊急連絡ということで、先程来申し上げているような面会拒否とか、長期欠席とか、あるいは同居人出現のような、これは非常に危険な兆候なのでよね。これを児童相談所に放ったらかしにされたら困るっていうか、その子どもの命が危ないわけなんですよね。ですからそういう場合、児相や市町村だけでは対応できない、あるいは会えないような場合には、警察へ連絡する。すると、警察が直ちに家庭訪問する、そこで子どもが衰弱していたり怪我があつたらこれは緊急に保護できるわけなんですよね。こういうことをやれば、かなりの子どもの命が土壇場でも救えたのではないかと思います。野田市の心愛さん事件もそうですし、他にも同様の、奈良県の星華ちゃん事件もそうですし、非常にいっぱいあるんですよね。ですから土壇場でも、なんとか命を救うんだというような体制を作る必要があるし、それには24時間、直ちにいける警察に依頼するしかないわけなんですよね。ですから、ぜひともそういう体制を作っていただきたいということでもあります。           </p> <p>             遅れてるといって問題の話ばかりしてしまったのですけれども、埼玉県ははじめ一部の県では、非常に先進的な取組がなされつつあります。まず埼玉県では2020年、全国で初めてリアルタイムで最新の情報を児童相談所と警察が共有する情報共有システムが整備されました。これにより、これまでは最初の段階だけしか児童相談所が警察に情報提供しなかったのが、警察はその後もリアルタイムで最新の情報も分かるようになりましたね。もう大丈夫かなと思ったら、ちょっと危険だなというのがお互いわかって、じゃあちょっと一緒に行きましょうかとかね、いろんなことができるようになったわけです。私はこれができた時、非常に嬉しくて。埼玉県にいろいろ教えていただいて、お伺いして、それを全国の自治体やこども家庭庁に勧めたり、広めたりしてたんですけれども、昨年度の補正予算で、こども家庭庁さんも自治体に補助する予算をつけてくれました。埼玉県の進んだシステムを全国に広めようということ、国もいま、やってくれるようになっております。           </p> <p>             内容は、児相のデータベースに警察の方からアクセスして最新の情報を把握できるというものです。それで警察の方からも情報を、ここはちょっと入力できる情報が限られているような気もする。警察と児相とでお互いの情報を共有して、正確な虐待リスクを判断できるようなシステム           </p>

発言者	発言内容
	<p>に今なおっているというものであります。これは今、全国で、6府県で整備されてまして、2023年度の補正予算で、神奈川県と横浜市と兵庫県で整備してもらってまして今全国でどんどん整備が進められています。非常に良い方向に行っているわけでありまして、それも埼玉県が最初にやっていたのおかげで非常に感謝をしております。</p> <p>また、岐阜県ではですね、これ岐阜市内についてだけなんですけれども、岐阜市と岐阜市の教育委員会と児相と警察の4者が同じ事務所で勤務しています。ですから児相に通報の電話がかかってきたら、後ろで警察も聞いてるんですね。で、すぐ、こういう通報がありましたと4者で緊急受理会議というのをやって、4者か3者が一緒に、家庭訪問をします。その結果を含めて関係機関で虐待リスクの判断をするという取組をしています。これは最初から、児相と市町村と警察がもう最初から情報共有して、家庭訪問を一緒にしてリスク判断も一緒にやってるというようなことで、これは実はイギリスのやり方なんですけれども、私はこういうのができれば非常にいいんじゃないかと思っています。今、岐阜県岐阜市でやってもらってます。</p> <p>次に、大阪府では、これ大阪府警なんですけれども、児相から警察に情報提供された案件につき警察のデータベースで照合して、虐待とかの対応歴を児相にフィードバックしています。また一時保護を解除されて子どもが自宅に戻った家庭、これは非常に危険な家庭なんで、そこについては警察が独自に家庭訪問して、その結果を児相に報告しているということをやっています。これやはり児相では人員不足ですから、警察の方で、もちろん児相と協議してやってるのですが、こういう家庭に家庭訪問しますねと言って、その結果を報告しています。そして、ちょっと危ないみたいですよということになると、児相が再度の一時保護が検討できるということでありまして、やはりそこは警察の体制・能力を活用した連携体制が構築されています。</p> <p>高知県では先ほど申し上げたように親が面会拒否すれば直ちに警察に連絡して、警察官と一緒に家庭訪問する。これで、親はまず諦めるといいますか、まず会わせますんで、そこで子どもの安否が確認できる。怪我や衰弱していたらそこで緊急に保護できる、こういう体制をとっています。</p> <p>これ以外でも実は結構いろんな連携をされている自治体が出てきておりまして、10年前よりは見違えるように改善しています。ただ、先ほど言ったように、東京都をはじめ10都県ぐらいではね、いやもう今で十分ですよと言って、なかなか関係機関の連携をしないところがまだ残っているというのが現状であります。</p> <p>埼玉県のおかげで、かなり全国的にも進んできたんですけども、課題はやはりまだあります。一つはさらなる有効な連携システムの整備ということで、埼玉県としても大変進んでいるんですけども、一つの問題はですね、市町村とリンクされてないということですよ。</p> <p>これも本庄市の事件もありましたけど、これについては警察が知ってたかどうかというのは教えていただきたいんですけども、先ほどの摂津市の事件などでは、大阪府の児童相談所と警察とはちゃんと全件共有してるんですけども市とはやってないんですよ。結局、市はあれだけ危険な案件でも警察に情報提供してないということなので、結局そのままにして殺されてしまったということです。私はやはり市町村の情報も、全て合わせてデータベースを作るべきじゃないかと思います。児童相談所と市町村と警察の3者の情報を合わせれば、より正確な虐待リスクを判断できるようになりますので、その中で、もちろん全件ではできないんですけども、危険度の高い虐待リスク高と判断した案件については3者で協議して、今度は警察が見に行きますとか、今度は児相が見に行きますだとか、そういう取組をやっていたらいいなと考えております。</p>

発言者	発言内容
	<p>また可能であれば病院ですよ、全ての病院っていうわけにはいかないかもしれないんですけども、虐待対応等をよくやっておられる病院なんかにはやはり端末を置いて、医師が非常に心配だなど、明らかな虐待だったら通告してもらおうと思うのですが、ちょっと心配でよくわからないと言った場合にはこのデータベースを検索すればヒットするようなシステムにすれば病院からの通報というのかなり増えるんじゃないかなというふうに思っております。やはり情報の集約、できるだけ多くの情報を集約して、それを活用して、虐待を見逃さないようにするという体制整備が、一番に必要だろうなというふうに考えております。</p> <p>もう一つの課題はこれは先程来から申し上げてるんですけども、本当は国がもっと危機感を持ってもらいたいですけれども、私1人でこんなこと言ってもしょうがないですけど、自治体の格差が大きすぎるわけなんですよ。最も進んでいる第一グループは、埼玉県をはじめ9自治体、すべての案件につき最新の情報を共有するようなシステムを整備する・整備しようとしているのが9自治体、あるいは岐阜県とか大阪とか、すごい優れた取組をやってるところもあるんですけどもやはりまだ少ないですよ。4分の1かそれぐらいでしょうか。</p> <p>第2グループというのは児相と警察が全件共有している、ちゃんとすべての案件を共有する体制をとっているんですけども、埼玉県のようなシステム整備がされてないところです。こういうところは、毎月児相が受理した虐待案件の一覧表が送られてくるのですが、その後さほどの連携した取組がなされていないということです。</p> <p>第3グループっていうのが最大の問題なのですが、東京都で言えば2割ぐらいしかね、これ都民の方が聞いたら怒るんじゃないかと思うんですけど、児童相談所は、虐待じゃないかという通報があった案件の2割ぐらいしか警察に連絡してないですよ、要するにあとは虐待じゃないと、あるいは「もう大丈夫」と、児童相談所だけで判断してるんですよ。果たしてこんなことを、虐待じゃないかと心配で通報した人は想像してるのかということですよ。自分が通報した案件を、児童相談所だけで1回か2回の家庭訪問で、「はい、これは大丈夫でした」というようなことで切り捨てているなんて、普通の人は思わないんじゃないかと思うんですよ。ちゃんと警察とか関係機関で連携して、ちゃんと何回か家庭訪問してその後見守ってるのではないかと、おそらく普通の人がっていうか役所を信用してる人はそういうふうに思っておられると思うんですけども実はそうじゃないですよ。8割は自分たちだけで「はい、これは違いました」と、あるいは「大丈夫です」と言って、警察にすら連絡しないという対応をしている。こういう県が東京都をはじめまだいくつもある。</p> <p>先ほどの奈良県の話もそうですよね。シングルマザー家庭で、同居男から殴られたのではないかと歯科医師さんから通報があっても、奈良県は警察にも連絡していないということなんです。こんな危険な案件すら連絡しないのでは、一体どんな案件を連絡しているのだと思いますが、もしかしたらほとんど連絡していないのではないかと思います。この第3グループを本当にもう何とかしないと駄目だということで、国に対しては、前は厚労省に言っただけでも全然やってくれなかったですが、こども家庭庁になりまして非常に対応良くなったんですけども、やはりこのままではおかしいんじゃないのと、子どもが守られる自治体とね、守られない自治体の格差が大きすぎるということなんですよ。私どもがいくら要望しても拒否する自治体はまだ残っているわけです。これは地方自治体の自由でしょとか、裁量でしょうとか、あるいは地方自治でしょうという問題じゃないと思うんですよ。子どもの命を守る体制にここまで格差を認めていいのかと、国は放ったらかしにしていいのかということで、ずっと要望してます。それを受けてこども家庭庁は、先ほど申し上げたような情報システムの整備の補助制度をつけてくれたのは非常に</p>

発言者	発言内容
	<p>ありがたいのですが、東京都とかそういうところにちゃんと指導してくださいよとお願いしているのですが、それはしてくれないんです。はっきりと理由は言われずちょっと分からないんですけども、こども家庭庁は全くやってくれないんで、まだそういう自治体が残っているままです。ですから私もはずっと今でも要望活動を続けているのですが、こども家庭庁には、法律で義務付けてほしいと、ちゃんと関係機関で情報を共有して連携して活動する体制で、できれば埼玉県が作ってくれたリアルタイムでの最新の情報共有システムを整備しなければならない、というようなことをちゃんと国の法律で書いてくださいということを要望しています。ただ、これまた、ノーアンサーのままなのですが、引き続き働きかけて参りたいと思っております。</p> <p>以上が、救えるはずの子どもの命が救えないということだけは何とかしたいという点についてのお話です。もちろん残念ながら、児童相談所にも警察にもどこにも通報がなくて、全く知る由もなく、虐待死させられる、あるいは心中死させられる子どもというのはゼロにはできないと思います。それは、もっと他の色々な機関で取り組んでおられる川上の対策といいますか、色々な対策が必要だと思います。</p> <p>ただ、関係機関が把握した案件というのは、これやはりもう絶対虐待死させてはいけないというふうに思っていますので、そこは児童相談所、市町村、警察あるいは医療機関がもっと連携して、できるだけ正確にリスクを判断して、ベストの体制で子どもを守る活動を行ってほしいというふうに思っているところでございます。</p> <p>時間の関係もありますので、2点目の生き延びても生きづらい、というお話についてお話させていただきます。</p> <p>何とか生き延びて、殺される前に保護された子どもさん、多くは児童養護施設に入るわけですよ。最近、里親が増えてきたり、あるいは特別養子縁組も増えてきましたが、やはり中心は児童養護施設に入所するということですね。児童養護施設はかなり良くなったというふうに思っているんですけども、一般家庭に比べるとやはり生活水準が低い、大学進学、就職も不利ということでありまして、また心の傷、トラウマをほとんどの子が受けているわけですが、専門的な治療をほとんど受けることができない。また、基本18歳で卒園するわけですが、その後は、これちょっと最近では改善されつつありますが、基本ほったらかしですよ。卒園後は1人で生きていってくださいという制度で、ほとんど無理だろうというような制度になっているわけです。せっかく助けられた子どもたちについて、児童養護施設入所中、あるいは卒園後の支援が必要だということです。</p> <p>次に、知事も先ほどお話されましたが、そういう児童養護施設に入らなくて在宅のまま虐待を受けている子ども、ネグレクト家庭にいる子どもたちが、これはまた膨大な数の子どもたちがいるわけです。これは、行政や警察は未把握なのですが、こういう子どもたちを守るためには、子どもの居場所作り、この点については最近では進んできたと思いますが、こういう危険な、行政が把握していないのだけれども、危険にさらされている子どもたちが多数いますので、こういう子どもたちを守るための居場所作りというのをやる必要があるだろうということでありまして。</p> <p>本日は時間の関係で、2点目は割愛しまして1点目についてのみお話をさせていただきます。</p> <p>第1の、児童養護施設に入所中、卒園後の子どもたちへの支援であります。これは実は本当に色々やろうと思えばできるんですよ。学習・スポーツの支援、語学、パソコン等の研修、運転免許等資格取得の支援、あるいは一人暮らしを控えた退所予定者に対する自立支援、あるいは退</p>

発言者	発言内容
	<p>所者への住居の提供、住居費の支援、大学進学者への奨学金等の給付、自立支援施設の設置、その後の相談受付、児童養護施設出身者の企業の積極的採用、児童養護施設の施設・設備改善のための寄付などです。</p> <p>また、大きな2点目としては、性虐待等、深刻な虐待を受けた子どもたちに専門的な治療を受けることができるようにするための支援、大きくはこういうものが考えられるわけであります。</p> <p>これはやはり、個人でも本当にやっておられる方もおられるんですけども、非常に期待されるのは企業ですね。最近ではSDGsというのが企業も求められるようになっておりますので、SDGsに位置づけてやってもらえればなど。特に本業を通じて多くの支援が可能でありまして、ひとつは学習塾・自動車教習所がその費用を減免するというものです。埼玉県では、自動車教習所協会が確か数万円の減免されているということで、これも非常に進んだ取組をされておられると思うのですが、こういうことをそういう関係企業さんでやってもらえないかと考えております。</p> <p>あるいは、野球の球団やサッカークラブが試合招待や実技指導、色々なことができるのではないかと考えられます。この資料は埼玉県に本拠がある西武ライオンズの取組です。仕事の関係でちょっと関わり合いもあるものでよく存じ上げてるんですけども、西武ライオンズの取組としては、子ども虐待防止オレンジリボン運動に賛同いろいろな活動をやっておられます。年1試合をライオンズオレンジリボン運動デーとして開催していると。私も毎年見に行ってるんですけども、そこで全部、皆オレンジの何か、球場全体をオレンジにして、募金集めとかチャリティーオークションとか色々なことをやってるんですよ。その募金などを児童虐待防止全国ネットワークに寄付されています。そのほか色々な活動をしています。いろいろなイベントを、小学校などにいろいろな寄付をしたりしてるんですけども、私も非常に驚いたのは、球団としてというよりも、実は各選手が、各選手や選手会が自主的にやっておられる活動というのが非常に多いんですよ。選手が自主的に児童養護施設の児童や障害者の子どもたちを試合に招待したり、訪問活動をされておられるということで、こういうスポーツ選手っていう方は素晴らしい取組をやっておられるなど。球団もね、それに応じていろいろなことをやっておられるわけです。埼玉県では他のところも色々やっておられるんじゃないかと思うんですけどね。ひとつはこういうスポーツ関係企業が色々な子どもたちへの支援をできるのではないかと考えております。その他、IT企業はパソコンを支給して研修を実施するとかですね、大学・専門学校が授業料減免するとか、施設の卒園を控えた児童のひとり暮らしのための研修やプレゼントを贈呈するとかいろいろなことが考えられるわけであります。</p> <p>私どもの方も、全くささやかで御紹介するようなことでもないのですが、埼玉県で2020年、コロナの直前だったのですが、こども安全課に御相談して、非常にささやかなのですが、埼玉県の児童養護施設の退所予定の子どもたちの自立支援研修ということにつき、ここに書いてあるようなことを考えてるんですがいかがでしょうかというようなことをご相談して、御快諾いただき児童養護施設を紹介していただいて、このような研修を企画しました。その際、埼玉県の医師会の方にもお願いして、医師の先生を御紹介していただくなど、準備をしていたのですが、研修の1日目をやった時点で、だいぶコロナが蔓延してきて、これはやはり子どもたちにうつすわけには絶対にいかないので、2日目は中止だということになってしまいました。我々のような零細といえますか、名もない団体でもやろうと思えばできるんですけども、こういうことをね。ただ私どもでは規模も小さいし、社会的にも知名度がありませんので、こういうことを企業が大々的にやってくれないかなと考えております。そこで、昨年11月に日本経団連と経済同友会</p>

発言者	発言内容
	<p>と商工会議所あてにこのような児童養護施設の子どもたちへの支援をやってくれませんかと要望しました。経団連はそれなりの方にお会いしてお願いしたのですが、そういうのは各企業がやられてますからと言われ、経団連としてはやりますとは言ってくれない。ただ、経済同友会の方は、各県に同友会の組織がありますので、やろうとする場合には地元の組織を御紹介しますよと言っていました。今後、同友会に加盟されている企業は御相談したら御協力いただけるかもしれませんが、正直言いまして、経済界としての取組は残念ながら低調な現状です。</p> <p>それで、私はぜひ今回ここでお話させていただきたいなと思っていますのは、埼玉県で企業の協力を得て実施できないかということです。例えば、毎年、県内の全児童養護施設で、退所予定児童の一人暮らし生活支援研修、例えばですがこういうことを計画して、協力してくれる企業を募って場所の提供、私は川越プリンスホテルでやったんですけども、実施施設を提供していただいたりプレゼントの御寄附をしてもらったり、あるいは研修の講師を派遣してもらおうとか、あるいは企業の採用説明会をその場でやってもらおうとか、何かそういうのをできないかと思っております。</p> <p>実は、こういう研修は沖縄県でやっております。コロナ禍前に沖縄県でこういうのがあるということで、私は一応弁護士なもので、ひとり暮らしに必要な法律知識みたいなことをお話させていただいて、非常にささやかながら参加した子どもたちにプレゼントもさせていただいたことがあります。県によっては児童養護施設側でこういうのを企画しておられますので、そういう研修を企画していただいて、それに企業が協力していくような取組ができればいいなと。埼玉県でそういうことをやられるのであれば、もちろん私の方でも、できるだけ御協力をさせていただくつもりでございます。</p> <p>あとは先ほども言いましたが、IT企業がパソコンの研修をすとか、学習塾または語学学校が語学研修するなどが考えられるでしょうし、全国ではおそらくどこかでやっておられるのではと思います。埼玉県でも、自動車教習所協会はやっておられますので、ぜひこういうことをやっていけたらなと思っております。</p> <p>次に、もう一つの大きな問題なのですが、何とか生き延びた子どもに対しての必要な精神的な治療・ケアの実施についてということにつき、お話をさせていただきます。</p> <p>虐待を受けた子どもたちの、まずほとんどと言いますか100%ぐらいは、もちろん程度にもよるんでしょうけれども、心の傷、トラウマを抱えています。これは、本来であれば、専門的な治療をして、できるだけトラウマを少なくして前向きに生きていってもらうようにする必要があると思うんですけども、私の実感としては、ほとんど実施されてないと思います。専門的な医師が少ない、あるいは医療機関としても採算性が難しくそのような施設は少ない、あるいは被害児童や保護者にそもそもそのような医療機関がどこにあるか知られていないと思います。私のところにもそういう保護者の方から相談がよくあるんですけども、普通の人はほとんど知らないわけです。埼玉県でやっておられるかもしれないんですけど、児童相談所や警察、あるいは児童養護施設などから専門医に繋がる仕組みがないように思います。私の知る限り、数年前はある県では全然そのような仕組みはなかったですね。私がこの話をすると、「いやそんな、へえ」みたいなことを言われて、「全くやってません」という県はありました。今は前よりも進んでいるのではないかなと思うんですけども、児童相談所や警察などが虐待を受けた子どもたち、全員とは言いませんが、かなりダメージ受けてるなっていう子だけでも専門医に繋がるような仕組みを作ってほしいと思います。あとは医療行為に当たらないカウンセリング費用は自己負担となっているなどの問</p>

発言者	発言内容
	<p>題があるわけです。これを補助する公的な制度はほとんどない。意外に思われるかもしれませんが、一つあるのが、警察による犯罪被害者に対する一部公費負担制度です。この制度は、もちろん児童虐待に限らないんですけれども、犯罪被害者は、もちろん大人であっても大変な心の傷を受けておりますので、そういうカウンセリングが必要なわけです。それを警察が公費負担するという制度が、実は予算措置されています。一応こういう制度があるんですけれども、予算の制約もあって、この制度の適用を受けている子どもはごく少ないでしょうし、そもそも虐待を受けた子どもが果たしてこの制度を利用しているかどうかは分かりません。次に、求められる対策なんですけれども、そもそもその専門医・専門病院が少ないという問題がありまして、これはもういかんともしがたいのですが、今からでも早急に増やしていくという努力を、厚労省の方でやってもらわないと、始まりません。今できることってというのは、全員とは言わないんですけれども、深刻な虐待、性虐待等深刻な虐待を受けた子どもたちがトラウマの治療を受けられるような体制の整備を、各自治体ごとにやっていただけないかということです。これは役所に聞くと必ず「やってます、やってます」と言って、各県とも「こういうネットワーク作ってます」とか、「性犯罪被害ワンストップセンター作ってます」とか、国に聞いても県に聞いても市に聞いても「やってます、やってます」と、必ずそういう説明です。それは別に嘘ついてるわけじゃないんですけれども、そういう体制があることは確かなんですが、それで多くの子どもたちが救われてるかっていうとそういうことはないわけです。多分ほとんど知られてないとか、あるいは相談しても、これは自治体のせいではないんですけれども、実際に専門医に受診してもらうまで3か月待ち、半年待ちみたいなこと、これは専門医が少ないのでどうしようもないといえばどうしようもないんですけれども、半年待ちみたいなことになっているんですね。</p> <p>また性犯罪ワンストップセンター、これも私が警察庁にいるときに始めて、よくここまで広まったなと思うんですけれども、ただやはり性犯罪を受けた直後の支援活動はかなり進んでるんですけれども、その後の継続的な支援というのは、なかなかできてないというのが残念ながら実情です。もちろんそういう緊急時の支援というのは最優先で必要だと思うんですけれども、特に性犯罪などの深刻な虐待を受けた子どもたちに対しては、緊急時以外も、長期にわたる支援体制というのは絶対必要ですので、長期にわたる支援体制の整備が必要です。</p> <p>この資料に書かれているのは専門医の方の文章なんですけれども、虐待経験を受けた子どもを見守る温かい環境が必要であり、虐待は保護して終わる問題ではない。虐待などの小児期の逆境的体験が長期にわたる課題をもたらすことをもっと社会が認識する必要があるということだと思います。</p> <p>一部の専門的な医師の方にはこういう問題意識はおありなんだろうけれども、なかなか国レベルではないわけでありまして。国レベルでは直ちにやれることをやってほしいですし、自治体レベルでもやれることからやっていく必要があると考えております。</p> <p>せっかくこういう機会をいただいたので、埼玉県で可能なことはやっていただけないかということをお話させていただきます。例えば児童養護施設入所中の児童全員につき、全員と言うとちょっと無理かもしれないですけども、重い虐待、心の傷のひどい子どもについて専門的な治療、カウンセリングを実施する、あるいは退所後も受けられるような制度というのを作っていただけないかと考えております。あるいは警察、児童相談所が、性犯罪、性的虐待、重篤な虐待で保護した児童につき専門的な病院(あるいは調整機関)に連絡すると専門的な治療を受けることができる制度。やっておられるんじゃないかという期待はあるのですが、もしまだなら、そういうこともやっていただけないかと思っております。</p>

発言者	発言内容
	<p>あとは病院型ワンストップセンターの設置です。ワンストップセンターにもいろんな形態があるんですが、やはり病院でやっていただくのが一番いいのではないかと考えておりまして、この点についても検討していただければと存じます。</p> <p>あるいはこれはやっていただいているところが多いと思うんですが、主に児童養護施設に入っている子どもたちに対して定期的に健康診断、特に歯の治療をしていただくという制度を作っていただけないかと思います。本日は医師会、あるいは歯科医師会の先生もお見えでございますので、こういう場で、ちょっとお願いをさせていただき次第でございます。</p> <p>あとは大きな問題のところでも触れましたが、在宅でいる子ども、それでも危険な家庭というのが結構ありますので、こういう子どもを守るために居場所作りが必要です。この子どもの居場所づくりについては最近本当に進んできたと思います。子ども食堂をはじめ、多くの居場所というのが設置されておりますので、この取組については、今進めておられることをより多く進めていかれたらなと考えております。</p> <p>最後でございますが、本日は「Working Together」ということでお話をさせていただきました。これはイギリスの児童虐待対応の理念なんですけれども、イギリスでは児童保護部局と警察が同じ事務所に勤務し、虐待疑いのある事件を全件共有し原則共同調査、要するに一緒に家庭訪問するんですよ。今、岐阜市でやっていることなんですけど、子どもを守るという目的のため、関係機関が連携することは当たり前、各機関の互いの業務を理解し敬意を表し、信頼関係を構築してベストの取組で子どもを守る姿勢が必要であろうと。これを全国で展開できたらすばらしいなと思っております。</p> <p>子どもへの支援も同様でありまして、国や自治体任せにするんじゃなくて、企業とか医療機関とか、あるいは住民が、それぞれの立場でできることがありますので、このようなこともやっていくということだと思います。これも「Working Together」だなと考えております。このような子どもたちへの支援については、国や自治体任せにするんじゃなくて、企業、あるいは住民もできるだけの協力をしていくことが必要じゃないかというふうに思っております。</p> <p>大変雑駁な説明でございましたが、これで終わらせていただいて、あとはお時間の許す限りご質問とかいろいろ意見交換させていただければと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
金井医師会会長	<p>後藤先生、大変ありがとうございました。</p> <p>それでは意見交換に移る前に5分間休憩を取らせていただき、3時5分から始めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(休憩 5分)</p> <p>それでは時間となりましたので再開させていただきます。</p> <p>先ほどの後藤先生のお話の内容を踏まえ、また、県の事務局の方からも説明がございました。これらについて、何かご意見ご質問等がございましたら、伺いたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
鈴木松伏町長	<p>松伏町の鈴木と申します。貴重な御講演ありがとうございました。</p> <p>先日、私はさいたま市で行われた「Real Voice」という映画を見てまいりました。養護施設で育った子どもたちの映画になります。その中でメインの主人公と、50人ぐらい、養護施設で人生</p>

発言者	発言内容
	<p>を立て直した人の映画であるんですけども、その多くが信頼のおける大人との出会いによって自分は立ち直ったという感想です。</p> <p>そこで聞きたいのですが、昨年の母子分離の数というか、増えているのかどうか、あと母子分離した後に子どもが児童養護施設に行く場合と、再統合する場合があると思うのですが、緊急一時保護してその後再統合した数、その数が分かるようでしたらお願いしたいと思うのですが。</p> <p>それともう一つ、再統合する時に父親なり、母親なり虐待をした親への修正するカリキュラム、例えば20時間30時間そのレクチャーを受けなければ、再統合をさせないようなシステムが必要だと思っているのですが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>それともうひとつ、先生のお話を聞いていて、私達の名簿の中に養護施設の代表者がいないんですね。養護施設というのは子どもたちを立ち直らせるためのキーポイントになると思うのですが、養護施設の代表者を入れることについて、どのような考えをお持ちか聞きたいと思います。</p>
金井医師会会長	まずは事務局からありますか？
菊池こども安全課長	<p>すみません。いわゆる母子分離の数字については確認しますので、申し訳ないですが、少々お待ちいただければと思います。</p> <p>母子分離をした後に、どういう対応かというところで、基本的には一時保護という形で強制的にお預かりしたあとに、親御さんと話し合っ、一部は同意をもらって施設に入る場合もありますし、どうしても同意がもらえなくて施設入所が必要だという場合には、児童相談所が家庭裁判所に申立てをして入所をするという形をとります。数字については、ちょっと確認しますので、お待ちいただけたらと思います。</p> <p>基本的にはまず、児童相談所が施設入所が必要か、母子分離というか家族から離れて施設なり里親さんなりが必要だと言う場合は、まず方針をお伝えして、まずはこういうふうにしていきたいという説明をした上で、同意いただければそのまま裁判所の承認を得ずにお預かりしますし、同意を得られない場合には家庭裁判所に申立てをするという形になります。</p> <p>親子再統合という形ですけども、特に施設に入った場合は、それだけ家庭内に大きなことが起きたからこそその施設入所だと思っておりますので、かなり面会に時間をかけていて、家族支援をする専門の担当がいて、プログラムを組んでこういう形でやっていきたいと思いますということで、親と一緒に考えていて、必要があればそういう親子支援プログラムをやる場合もありますし、場合によっては精神科ドクターに診察をしていただいて、ドクターのアドバイスを頂くこともありますし、地域に帰るときは、こういうプログラム支援をやっているということで、例えば保育所の利用ですとか、学校の先生方に状況をお伝えして見守りをさせていただくとか、特に施設に入っているお子さんに関しては慎重にやる人がほとんどになっています、現状としては。</p> <p>それから、最後の児童養護施設の代表の方の件については、検討したいと思います。</p>
金井医師会会長	よろしゅうございますか？
鈴木松伏町長	はい。
金井医師会会長	いま、養護の問題がございました関係団体機関についてということですけども、これについては、後藤先生、何か、この内容でいくと施設ですが、さらに必要なものということでお考えがあったら教えていただきたい。
後藤弁護士	やはり今おっしゃったとおり、私も話しましたけれど、この支援というのも非常に重要なテーマだと思っておりますので、児童養護施設の代表の方もぜひ御検討いただければと思います。
金井医師会会長	ありがとうございました。実をいうとこの協議会ですけども、作るにあたって後藤先生から

発言者	発言内容
	<p>大変御意見、御教示をいただき、連携施設をより多くということをやったらいという教えを伺って、それで始めたという経緯があったと、そういうこともございますので、お話をさせていただきました。</p> <p>他にになにか御質問等ありますか？</p>
尾崎弁護士会会長	<p>弁護士の尾崎でございます。弁護士会内には色々な意見があるけども、私個人としては後藤先生の御意見に全面的に賛成でございます。</p> <p>児童相談所が受けとってしまうという歴史があったのですが、その原因で昔から言われているのは、危機介入です。親子分離を図る危機介入ですね。そこそその後の親子のケア、そして一家の再統合という、この両方を見相がやってるってところがあるわけなんですね。のちに親子再統合を図ろうと思ったら親ともうまくやらなければならないので危機介入に積極的に踏み切れないというのがある。親はもちろんものすごく怒るわけですから。そういう面があるので、昔から機関を分離して危機介入するのは見相でない方が良いのではないかと考えていました。だから警察の協力というのも絶対に必要だと思うのですね。</p> <p>もう一つ見相の職員の方にもよくお会いしてきましたが、本当に皆さん優しくて児童心理学とか詳しくて。ただ、優しい一方、やはりハードな案件を扱うのは大変だと。あえてたとえるなら児童文学研究会の方がヤンキーの方に対応するような。全然話がかみ合わない。ひどい虐待者の場合ですけれども。そういうのを見てきているので、やはりこれは警察の毅然とした対応、危機介入というのがどうしても必要というふうに思っております。</p> <p>重要なことは、刑事事件では御存知のとおり、疑わしきは被告人の利益にという原則がありますね。確実な証拠がなかったら有罪にはできない。でもこの虐待の場合は、疑わしきは子どもの利益に、でなければいけないんですね。だから虐待が疑わしいという時は保護すると。これが原則であるべき。その後は、ちょっとこれは違ったねってなったら返すとか。そうしないと、子どもの命を救えないですね。だからそういう活動をしていかなきゃいけない、そこを警察と連携して協力していくことが大事だと思います。</p> <p>質問ですが、いま家庭裁判所がすごく分離に関わってくるようになりましたね。施設入所とか一時保護もそうですけど。家庭裁判所の昔の事例で、施設入所の申立てを却下して、家庭裁判所が戻した。そして結局またすごい重度な虐待を受けたことがあったんですね。家庭裁判所は、「虐待をした確実な証拠はあるんですか？」といったことを言ってきがちなんですね。家庭裁判所の裁判官も、裁判官というのはなんでもやるので、子どもに詳しくはないのですが、家庭裁判所の方にもレクチャーというか、一種の教育をしていかななくてはいけないと思うのですが。後藤先生いかがでしょうか？</p>
後藤弁護士	<p>ありがとうございます。私も先生と全く同じ危惧を持っています。この前もそのような事件がありました。神奈川県です。神奈川県の見相はもう必死でもっと一時保護したいと、あるいは施設入所にしたいと言ったのに、まさに、裁判官から「証拠はあるのか」、みたいなことを言われて、保護できずに、子どもが殺されてしまったという事件がありましたよね。これが何年かに1回起きていますよね。刑事事件で虐待で有罪だと主張しているわけではないんだから、とりあえず虐待の危険があれば保護するっていうふうに裁判官の判断も変えてもらわないと、大変なことになりますよね。裁判所で研修をやってるのかって大変心配です。この場に来てもらうわけにはいかないのかもしれませんが、彼らも本当にそういう研修を受けてもらう必要があると思いますね。本当に私もそれは心配しています。もうどんどんそっちの方向にね、法律が変わっていつちゃってるんですよね。</p>

発言者	発言内容
尾崎弁護士会会長	ありがとうございます。
金井医師会会長	他にございますでしょうか。
澤登看護協会会長	<p>看護協会の澤登と申します。私からは先生のお話の中で、非常に専門的な医療につながることの重要性ですとか、私も今までの職務経験の中で非常に感じております。ただ、埼玉県内の現在の医療事情の中でこの予約を取るのは至難の業、悪くすると一年待ちなんですね、初診が。そのぐらい少ないんですよ。多分児相にいらっしゃるとわかると思うのですが、それぐらい少ないんです、専門的医療機関が。それは医師会の仕事ではないと思うのですが、県内の医療体制の整備の考え方もやはりちょっと重点置かないと、子どもたちを健やかに育てて大人にしていくという流れの中では本当に重要だと思います。ただ医療の世界というのは、病気があって受診・治療という流れが一般的ですから、病気かどうかわからない子どもたちを予防的に捉えていくという考え方がまだまだ日本の中では弱くて、その辺の脆弱性はものすごく、ここ何十年経っても変わらない現実があるなっていうふうに思っております。県立の小児医療センターや精神保健福祉センターがございますけども、なかなかそこは進んでいない。</p> <p>あと、性虐待の問題があって、例えば小児医療センターが先進的な虐待対応の治療をしていると思いますが、そこ、県立には産婦人科がないんですよ。私どもの県立病院の中で産婦人科が唯一ないのではないのでしょうか。隣のさいたま赤十字病院と、建物が繋がった病院ということで連携していると伺っております。そういう医療も縦割りに動いているという環境を、埼玉県としてどうお考えになるのか、その辺は議論するのもひとつだなと思いました。</p> <p>看護職の立場から言いますと、外来にも看護師がおりますので、「この子は骨折何回目だよ」という子どもがやはり来るんですね。最初は気が付かなかった。いつもお父さんが連れてくる。「これこれこういうことがあって骨折したんだ」と、まことしやかに説明はするけれど、あまりにも回数が頻繁だったので、おかしいということで通告して調べたら、やはり虐待ということが分かって。ただ一生懸命怪我している子どもを連れてきているわけだから、そのお父さんが虐待してるなんて思っているのかというのは、医療者側にも多少の迷いがある。でもそれも看護師が気が付いて、主治医の先生と相談しながら通告とつながったという、ひとつ大きな成果がありますけど、それが全ての医療職に実践可能かということもないですね。</p> <p>そういう意味では、病院の看護師たちは児童虐待がどういうものかということ看護教育の中で詳しく学んできてるわけではないんですよ。詳しく学んでなくて臨床に出てきていますが、現実にはそういう方々が外来にいらしていることも多いです。そこをどうやってキャッチしていくかという。医療での先生からの期待の言葉は大変重要だと思いましたが、それに応える医療者側の研修とか資質向上とか、福祉が考えているほど、私が言うてはいけないかもしれないけど、誰もが平らに対応できるほど制度として整っていないのが現状だと思います。看護協会としては年に1回ぐらいは児童虐待やアスペルガー等の研修は入れておりますけれども、それで十分とも思っていない状況にあります。専門的医療機関の整備について先生のお考えがございましたら、よろしくお願いたします。</p>
後藤弁護士	それは是非ともお願いしたいということに尽きるんですけど。専門的な先生もね、ほんと少ないと。まさにおっしゃったように1年待ちですか、予約が取れないということなんですよ。警察とか児相からの紹介だったら何とか早めるぐらいなんですよ。確か運用が。そこを何とかしないと。ここはもう私も専門家じゃないんで分からないんですけど、児童精神科医の先生というのは本当に少ないということなので、臨床心理士さんとかね、そういう方をお願いするとか。でき

発言者	発言内容
	るだけ見ていただく人を増やしていくっていうことでもしていくしかないんじゃないかなというふうに思っております。
金井医師会会長	ありがとうございます。県の方にお伺いしたいんですが、性犯罪についてのワンストップセンターというのが、今、大阪と愛知ですか。
後藤弁護士	そうですね、病院型。
金井医師会会長	病院型です。というのがあるというお話を伺いました。今後についてですけど、そういうものについての検討をされるかどうかだけを伺いたいんですが。当然のことながら、医療側も考えなきゃいけない問題で参画をしながらということになります。
菊池こども安全課長	ワンストップセンターという形では現時点ではなくて、警察の方が犯罪被害者のセンターをつかっていて、性被害の対応、児童相談所としても性虐待のお子さんの対応になるので、そのへんの被害確認面接などは連携してやらせていただいています。現状としては、ワンストップセンターに性虐待の被害のお子さんを、ということはありません。
金井医師会会長	今後について、澤登会長からもお話があったのですが、ケア・治療について今後何かをやっていく、突然言って恐縮なのですが、なにか進めていく考えがあたりかということだけお聞きしたいと思います。
菊池こども安全課長	虐待被害について、ということよろしいですか。
金井医師会会長	そうです。ケアの部分。
菊池こども安全課長	十分かどうかはいろんな考え御意見があろうかと思いますが、児童相談所には精神科医が1名配置されているので、保護したお子さんとか、症状が重いお子さんによっては精神科医の診察を受けて対応しています。施設のお子さんについても地域で、先ほどお話があったとおりなかなか児童精神科医というのが少ない現状なので、協力していただけるクリニックの先生とか、そういった先生を頼りながらお願いしたりというところで、あと、先ほどおっしゃったように臨床心理士のケアという部分についても、私も実は児童相談所に長くいたのですが、中央保護所とかでもなかなか行動が激しいお子さんが結構いたりして苦労するのですが、心理治療の部分になると、なるべくドクターと一緒に、例えば COCBTのような認知行動療法みたいなところは連携しないと逆に不安定にさせてしまうところがあるのですけれども、どちらかという福祉のケア、トラウマインフォームドケアという形で、要するにお子さんの問題行動は、問題行動ではなくトラウマからきているという理解を周りの大人もすると、本人の心理ケアというか心理教育という形で、心理の者が話しながら、あなたの受けた被害が起きると、こういうことが今後起きる可能性があるということで、心理面接を重ねたりという取組は現状でもしております。 ただ、先ほどお話があったように、全ての子どもにやはりつけているわけではないのと、なかなか児童養護施設とか児童相談所の対応が難しいなと思っても、簡単には入院先とかないというのが現状ですので、その辺は色々なところと相談しながら取り組むということが現状かなと思います。
金井医師会会長	ありがとうございます。というのは、いま歯科医師会会長がおられ、看護協会会長がおられるということで医療も含めてなんですが、そういう中で連携をして、今後進めていく話し合いだけはしないと進んでいけないと思うので、ぜひ。
菊池こども安全課長	歯科医師会の方には、一時保護所に来ていただいて診ていただいているのと、あと内科医にはなるんですけれども一時保護所に定期的にくる診察はしていただいているので。 あと、先ほど申し忘れましたけれども、家庭裁判所に申立てをする時は、必ず弁護士に御協力

発言者	発言内容
	をいただいて、28条の申立てだけではなくて、都度都度、いわゆる法律対応の相談などは難しいのが今多いので、そういった場合は相談できる体制にはなっております。
金井医師会会長	ありがとうございます。他に何かございますか。
牧岡助産師会会長	<p>助産師会の牧岡と申します。私は実際には虐待というところの情報はなかなか入りにくいのですが、実際に産み育てる現場にいるものとして、まず妊娠した段階の環境が悪いものが最近増えておりまして、これからその子どもが育つ環境ってどうなのかなというところでは、この先、虐待につながるおそれがあるのかなという現状をすごく見えています。</p> <p>当会は妊産婦のフォローをしておりまして、そこから市町村に繋げる努力はしているのですが、私も、病院に勤務してまして、専門の対応する助産師、その人がまずフォローにあたって、市町村の保健センターなり保健所なりに連絡を取る形をとっているんですけど、その先どうなってるかというのはなかなか把握しきれないんです。各病院にそういう助産師なり保健師なりを設置するのはすごく大事なかなと思います。今、一部の病院で取組をしているところで、情報を密に取って、フォローしてる段階なんですね。だから、各病院でもそういう取組をしながら、市町村とつなげるというのはすごく大事だと思います。実際そういう取組をしている病院を私も見えていますので。病院と行政とご本人を橋渡しするような助産師や保健師が各病院に1人配置されると、ご本人とのより深い信頼関係が構築できて、継続的な支援ができるのではないかという意味で、ぜひそういう取組を病院なり施設に繋げていくのは大事なかなと思いご報告させていただきました。よろしくをお願いします。</p>
金井医師会会長	ありがとうございます。他に何かございますか。
鈴木松伏町長	私、保護司をやっております。保護司の方で、犯罪を犯す約8割とか9割が虐待を受けて育ってきた子どもたちと言われています。そこで今、今日の講義では、虐待を受けて本人が亡くなってしまったケースがたくさんでございましたが、御存知かもしれませんが、川口であった、虐待を受けて母親の命令で祖父母を殺してしまったというケースの本が出ていて、本の紹介です。「誰もボクを見ていない」という本がありまして、自分が虐待を受けていて、立ち直れなく祖父母を殺してしまったというケースの本が出ていますので、よろしければ機会があったら読んでみただけならありがたいと思っています。早期に分離して早期に虐待の更生をしてあげないと、日本が安全安心な街になる日はないのかなと思います。
金井医師会会長	<p>大変ありがとうございます。他に何かございますか。</p> <p>今日、後藤先生のお話を伺ってなのですが、まず1点目、すごく大事だというのは連携のシステムがより内容が濃くなればというのがあって警察と、それだけではなくて、さらに増えるというのが1点かと思います。</p> <p>それからもう1つは、生き延びても生きづらいというお話が2つ目であり、性犯罪も含めてですね、その2つかと思うんですが、まずその点について大きくは2つでよろしいですか？</p>
後藤弁護士	<p>はい。虐待全体の対策としましては、これらのほかにも例えば妊産婦の妊娠時からのケアとか、相談にのっていくとかから始まりますし、さらに遡ればもっと思春期ぐらいからのっていうような取組も必要だと思います。</p> <p>ただ、私が現場といいますか、日々行われている虐待から子どもを救うには、この2つが重要かと考え、取り組んでいるところです。ただ、病院の役割は非常に重要です。嬰兒殺といいますか、0歳児の虐待死というのも非常に多いですから、そこは本当大きなテーマで、病院でのそういう対策は必要です。私はその問題は今取り組んでおりませんが、大変重要な課題だと思います。</p>
金井医師会会長	ありがとうございます。他にございますか。

発言者	発言内容
金子福祉部長	後藤先生ありがとうございました。後藤先生の御講話の中でいろいろな事件を御紹介いただいて、なかなか児童相談所から通報ができていないという話でしたが、私もみていてなぜここまで通報しないのかなと感じているところもあるんですけども、児相がここまで通報できない根源的な理由というのが、もしそれらが後藤先生の方で分析できていれば教えていただければと。
後藤弁護士	児相さんの対応できない原因ですか。
金子福祉部長	通報がやはり遅いかなというか、全然してないところがありますよね。警察への通報。私も見ていてなぜしないのかなという。単純にそこらへんの我々の気持ちの持ち方というかヒントがあれば教えてもらえれば。
後藤弁護士	<p>実は私は、全国30～40位の自治体を回って色々お願いしたり話を聞いているのですが、すごく連携している自治体は結構あるんですよ。例えば愛媛なんかそうなんですけど。児相に通報がされた案件のかなりの案件は警察と一緒に家庭訪問しているというのですよ。お聞きすると、昔からやってます、みたいな話です。あるいは児相がちょっと遠くて行けないような場所から通報があったときは、警察に頼んで警察に行ってもらってます。なんかすごい自然にね、自然な連携ができています。それはやはり垣根がそもそも低いんでしょうね。他機関なんですけど、外から見れば同じ県の職員じゃないかということになるんで、すごいその垣根が低くてもう、「いや、ずっと前からやってます」みたいな自治体もあるんですよ。ですから私が見ていて思うのは、やはり東京都などは巨大組織になっちゃえばなっちゃうほど、そういう縦割りの垣根がでかくなっているのではないかと思います。自分らだけである程度できるっていう、やっぱ自信があると思うんですよ。「別にこれは警察に頼まなくても大丈夫だろう」という発想に自然となっちゃうんだらうなど。だから悪気があるということではないのかもしれないんですけど、おそらく10年ぐらい前まではそうだったんですよ。10年前までそうだったんでそれがそのままになっているだけだと思います。ですから私はこれはもうルール化して、ルーティン化すれば、それで何の問題もなくまわると思うんですよ。通報受けたらすぐにシステムに情報を入力して、警察もそれを見てすぐ把握できるようにするということです。ただ、警察の方がちょっと今問題なんですけど、警察は警察に寄せられた通報につき家庭訪問した後も児童通告受理票っていうのを書いて、児童相談所に持参あるいはメールで送っているんですけど、そんな無駄なことをせずに、お互い通報を受け、家庭訪問すれば、その結果をパソコンに入力するということをルーティンとして、行われるようになればもう何の垣根もなく、躊躇なく情報共有ができると思います。あとは度々申し上げているように、虐待の危険な兆候というのも大体決まっていますから、傷があるとか面会拒否とかシングルマザー家庭に同居男の出現とか、そういう案件については、パソコンの画面上に赤いフラグが立つようにして、虐待リスクが高い案件だということをお互いわかるようにして、そういうときはすぐ協議して動くようなルールを作れば、当たり前のように、ルーティンとなり、何の問題もなくなると思うんですよ。</p> <p>埼玉県はほとんどそのレベルにに来ておられるんじゃないかと思いますんで、それをぜひ進めていただければなというふうに思います。</p>
金井医師会会長	部長、よろしゅうございますか。他にございますか。
四ツ釜幼稚園連合会会長	幼稚園連合会の四ツ釜と申します。現場の立場からの感想と申しますか、最近、発達障害のようなお子さんが増えていると思うのですけれども、虐待を受けたりネグレクトを受けたり、そういったお子さんが同じような症状を見せるということを知ったことがあります。例えば、上のお子さんが多動で、なかなか席にも着けず先生たちが手を焼いている、そういったお子さんの下のお

発言者	発言内容
	<p>子さんが入ってくると、また同じような症状を見せたりするんですね。発達障害というのは遺伝の病ではないはずなのに、どうしてこういう事例が多いんだろう、そういう感想を持ちます。そして親御さんを見ると、お母さん自身にも何かのつまずきがあるような事例が散見されるんですね。そうすると、お母さん自身もその上の親からの影響もあるんでしょうけれども、私たちが予防的な措置としてできるのは、そのお母さんたち、お父さんたちが、子どもに対しての接し方を適切にできるように、そういったことを何とかできないかなと考えます。</p> <p>子育てフォーラムという名目でお母さんたちを集めて講演会を行っています、全部のお母さんたちを集めるわけにもいかず、ごく一部の人たちですけれども、子育てで疲れて悩んでいる、そういったお母さんたちの心を少しでも癒してあげられるような、そういったフォーラム活動をやって、虐待へのつながりを断てればいいかなと思う次第でございます。感想です。</p>
金井医師会会長	ありがとうございます。
喜多濃保育協議会会長	<p>私は、保育園協会の代表で来させていただいているのですが、先ほど皆さんのいろんな意見を聞いて、本当に危機介入に関して、警察の方が介入するって、そこ大事だろうなと思ってます。私たちが目の前で、こういうケースがあったときに、お父さんが威圧的にこられると職員はみんな萎縮しちゃって言えないと。児相の方とか市役所の方が園の方に来て面接をする時も威圧的な態度できてしまう。そうすると、なかなか通報とかが難しくなってくる。もちろん通報していかないといけないんですけども。そういうところがあるので、危機に感じた時にどうしてつらいのかなっていう、もっとぱっと相談できる警察等との連携も必要になってくる。もちろん今、市民の方から、夜とか夫婦げんかをしてると通報が行くと警察が来て、その次の日には警察の方から園の方にこの家庭どうですかという情報が来るようには連携してなってるんですけども、なかなかそういう威圧的な御家庭の方がいると、園の方で通報がしにくいなというケースがあったり、四ツ釜先生もおっしゃったのですがグレーのケースがすごく多くなっています。で、怪我をしているんですね。この怪我なんですか？と言うと、「この子が勝手に転んじやった」とかそういう言い方をされるケースがすごく多いなと。</p> <p>私たち保育所とかそういうところは親子が生きる力、エンパワーメントを持って卒園して行って、社会の中で生きていくことを援助していくことが一番ですので、どうやったらこの家庭がよくなっていくかなってところで考えながら、支援させていただいてるので、今おっしゃっていただいた事例っていうのは、なかなか園ではないケースですね。あるのは、ずっと来なくなってしまうとか、そういう時にはもう、すぐ、おかしいですってという通報はするべきだと思うんですけどもね。その前の段階のところ母子分離をしないで済むような方策を考えていかないといけないってところで、すごく苦慮してます。</p> <p>「Working Together」という、本当に地域全体で考えて、この地域の中で生きていけば安全だよってような地域をもっと作っていくこと、民生委員さんとも本当に協力しながらやっていかないといけないなっていうのを感じました。以上です。</p>
金井医師会会長	大変ありがとうございます。
寺田民生委員・児童委員協議会会長	<p>民生委員の立場で言わせていただきます。児童虐待のこういった案件が出てきたときに、もう10年位前でしょうか、民生委員では、全体で講演会等を開いて、じゃあ何ができるのかということ、やはり通報なんですね。気がついたらすぐに通報してくださいっていう。その時には、「市なりの行政の方に通報してください、家庭相談室がありますから」、ということであつたんですけども、何年か経ってから、もう虐待が疑われたらすぐに警察の方へ通報してくださいということになって来ましたので、我々民生委員も見守り活動をしながら、気が付けばその度合いに限ら</p>

発言者	発言内容
	<p>ず、それがわかった時には行政の方へ、行政の方から児相の方にいたりとか。危険なところのときにはもうすぐに警察っていうことは我々も承知していますので、そのところをもう一度我々も民生委員として、新任委員に対して研修会なり、周知していこうかなというふうに思っております。</p> <p>鈴木さんが先ほど川口市の方でというその講師の方、つい先だって県民児協の主任児童委員部会で研修を受けまして、実際の先生に講師をしていただいたんですね。やはりそういったことも初めて我々聞いたことで、こういうことが児童虐待の中で起きるのかということをおもひまして、さらに気を引き締めて、民生委員・児童委員も含めてやっています。</p> <p>児童委員と主任児童委員が特に連携して、また関係機関との連携っていうんですか、なかなかそこがうまく個人情報に関係もありまして、守秘義務のところ「我々は守秘義務がありまして」と言われてしまうと、この先が進められないので、やはりお互いの、話し合いのできる範囲の範囲で、情報の交換をしながら進めていければいいかなというふうに思っています。今日の先生のお話を聞いて、県、また市町村民児協に還元していければと思っておりますので、今後また勉強させていただきたい。</p>
金井医師会会長	よろしく申し上げます。他にございますか？
川上生活安全部長	<p>後藤先生、本日は貴重なお話をどうもありがとうございました。</p> <p>ここ10年、児童虐待の認知件数がかかり増えてきています。その中で警察としては、例えば現場に臨場して、お子さんが怪我をしているとか、衰弱状態であるという目に見えてわかる状態であれば、刑法犯として検挙したり、さらには警察官職務執行法や警察法等の法的根拠に基づいて職務執行をすることができます。</p> <p>一方で、現場の声を聴いてみると、なかなか保護要件に該当しないものの、児童の危険性が払拭できないという現場が結構あると聞いています。例えば、児童に若干傷があっても、「転んだんですよ」と親が弁明している現場では、何となく怪しいなという警察官としての現場の直感というのがあったとしても、警察の権限では保護することができません。そういうときは、児童相談所に現場への同行を要請したり、時には児童相談所長に一時保護を依頼したりしており、行けば何とかかなという現場だけではないのが、現状だと思っております。</p> <p>また先ほどの話の中にもありましたけども、警察への通報はハードルが高いと感じている方もいるみたいですし、また、関係機関の職員の中には、警察に通報することで親との関係が崩れてしまうのではないかとということをおもひ職員がいると聞きます。しかし、先ほど後藤先生が話されたように、児童の安全確保ということを最優先に考えて、遠慮なく警察に通報していただければ、警察で調査とか隔離措置等、権限の中でできることがありますので、遠慮しないで警察に通報するということをお願いしていかなければいけないと思っています。</p> <p>また、後藤先生からお話のあった児童虐待情報共有システムは、先ほどお話しした児童の危険性が払拭できない現場において、1歩も2歩も先に行動を移せる場所がありますので、県警でフルに活用しています。そういった意味でも警察の力を信じていただいて、遠慮なく通報していただきたいと思います。</p>
金井医師会会長	ありがとうございました。他にありますか。
大島歯科医師会会長	<p>先ほどの話ですが、児相には歯科医師会としては、県内5か所、月に1回検診に伺っています。</p> <p>それとは別に要望になります。いまの警察の方の話をお伺いして、去年実は僕の知り合いの診療所で、これ虐待だよなということで通報したけれど、3か月後に亡くなっちゃったという事例があって、すごく悔しがっていた。その先生は、「なぜ、あれだけ言ったのに、通報したのにそれが生き</p>

発言者	発言内容
	<p>ないんだ」と。先ほどから話を聞いていてもやっぱり、本人に面会をお願いしても拒否されることができないとか、そういう背景があるんだけど、気持ちの上ではもっと強制力が持てないのかなというふうな、まどろっこしいっていうか、そういう思いがいつもニュースなどを見ていて思うんですね。やっぱり制度もそうですけども、社会的なコンセンサスをもっと取って行って、最初に情報があったら、それに対する直接本人を見ての検証というのができるようなシステムができるというなと思いました。</p> <p>それから先ほど町長のお話で、虐待あるいは暴力は、繰り返されてその子が大きくなってまた繰り返すっていう昔からある程度立証されていることなので、教育のシステムっていうかそういうのっていうのは、もっと考えていくべきなのではないかと。特に表に出た虐待の子たちだけじゃなくて、より多くの子供たちにそれができるようなシステムとか協力システムができるといういな、という要望です。</p>
金井医師会会長	大変ありがとうございました。
後藤弁護士	<p>ありがとうございます。</p> <p>面会拒否されて会えなかったとか、あるいは何回行っても留守だったとかいうような言い訳をしばしば児童相談所から聞くんですけど、ここで紹介した案件もそうなんですけど、確かイギリスでは面会拒否されたらもうそれですぐ一時保護するとかね。あるいは何回行っても留守っていうのは、居留守を使ってるということで、もうそれで一時保護するとか、私は本当はそういうようにしたい、するべきだと思います。これはもう実は運用できて、自治体によってはやっているとこがあるんじゃないかと思うんですね。ただ、なかなか児童相談所の立場でできないとしても、やはりそれを面会拒否とか居留守を使うようなのは本当に危険な家庭ですので、このような場合には児相だけでなく警察とすぐ一緒に、もうとにかく会えるまで何回でも行くと。私の経験上、警察が行くと、まず親は会わせます。少なくとも警察が行って子供の状況を確認して、怪我があるとか衰弱していたらすぐ保護するという運用にすれば、私はかなり子どもを救えるんじゃないかと思うんですね。精神的な問題があって警察が行っても会わせないという人がいるんですけど、それ以外の親は、警察が来ると諦めて会わせます。そこで危ない場合には一時保護してくれたらいいと思うんですけど。このような場合にはぜひ警察にすぐ連絡していただくと、警察は絶対行ってくれると思いますので。</p>
中澤人身安全対策課長	<p>警察の権限でできないときには、児童相談所の臨検捜索という手法があります。</p> <p>警察が現場に行けば必ず子どもの身体は確認するようにしていますが、そこで確認できないときは、児童相談所に臨検捜索をお願いすることになります。</p>
菊池こども安全課長	<p>臨検というのは、裁判所に令状請求してという手続き。臨検前に立入調査がありますので、立入調査はほぼ警察と一緒にいきますので、後藤先生の方から警察が行けば会わせてくれるというお話がありましたけれども、おっしゃる通り、児童相談所とか市役所が行っても会わせてくれないとなつて、会えない場合には、基本的には48時間以内に安全確認というルールがあるので、どうしても会えない時には立入調査というのをやるんですね。立入調査は警察官と一緒にいるので、まずほぼ会えます。臨検に行く手前で必ず警察と一緒に行くようにしていますので。現状としてはこんなところですよ。最終手段としては臨検という手段があります。</p>
金井医師会会長	ありがとうございます。他にございますか？
石井市町村支援部長	<p>すみません。時間超過しているのですが、教育の立場から、今日の後藤先生の御講義にお礼を申し上げたいと思います。先生の講義を聞いて、つくづく思ったのは、やはり疑わしき場合も子どもを守ることが最優先だと。もうひとつは連携ということで、これまでもしてきたことですが、</p>

発言者	発言内容
	<p>改めて認識させていただきました。学校もですね、やはりいま非常に大きな問題をさまざま抱えておりまして、例えば不登校の子で、学校の先生が行っても本人に会えないというケースもあつたりする。そういったところも今後やはり関係機関と連携をしながら、子どもの安全を最優先に確保していかなくてはというふうに感じているところです。</p> <p>また、児童養護施設の子どもたちも学校に通っております。こうした児童養護施設の子どもたちの、学校での居場所をしっかりと作っていく。また臨床心理士、スクールカウンセラー等もいますので、そういった方とも連携しながら、その子たちの居場所をしっかりと確保していくということも、今日のお話を聞いてつくづく感じたところでございます。</p> <p>県の教育委員会では、全部の学校の教員を対象に、児童虐待について毎年度、研修をさせていただいているところですが、今日の先生のお話も踏まえて、その研修の中で、活かしていきたいというふうに考えております。本当にありがとうございました。</p>
後藤弁護士	<p>ありがとうございました。</p> <p>学校の役割ってというのが、学校に行っている子についてはすごい重要ですね。野田市の心愛さん事件で、私はあの事件以来、市長から依頼を受けて再発防止委員会をやって、ずっと一緒にやっているので、あれ以来、野田市は、もちろん学校で傷があった子どもを見たときなどは、児相と警察にともに通報するという事になっており、すぐ警察と家庭訪問しています。対応の遅れというのが、児相とか市町村にはあります。翌日行こうとか明後日行こうとか、これは48時間以内でいっていいということになっていますので。警察は通報のあったその日に行くんですね。これはもう必ず。通報のあった日には警察行きますから。あとは、まさに言われましたけど、不登校の事案の中に、この虐待ってというのが実はかなりあるんですね。本当にひどいのは、もう何10年間虐待されて、30歳ぐらいで殺されてしまったとか、18歳まで監禁されて家を一步も出れなかったとか、こういう事件もあるんですね。単なる普通の不登校かという疑問があるものは、やっぱり警察マター。命にかかわる話ですので、当然警察マターです。そういう事案についてはとにかく警察も行って、それで親が会わせなかったら、かなり危ないと評価して、できるだけことをやるという、やっぱりこういう対応をする必要があると思うんですね。</p> <p>不登校だから大丈夫というわけではないのですね。不登校だからほったらかしてもいいというわけではないということも、ぜひお考えいただければと。ありがとうございました。</p>
金井医師会会長	<p>ありがとうございました。他にございますか？</p> <p>いろいろご意見を頂戴いたしました。やはり重要な部分としては、多くの機関が連携をすること、そして情報共有をするということが大事ということで、情報共有システムについても、さらに内容を充実するのが重要だということかと思っております。</p> <p>後藤先生、大変ありがとうございました。</p>
後藤弁護士	<p>ありがとうございました。</p>
金井医師会会長	<p>続きまして議題の6でございます。</p> <p>令和6年度の開催予定について、事務局説明していただけますか。</p>
司 会	<p>令和6年度につきましても、本年度同様に開催をさせていただきたいと考えております。</p> <p>日程、内容などにつきましては、改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
金井医師会会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>もう1点ですが、ここに資料が出ております。シンクキッズのシンポジウムですが、先生説明していただけますか？</p>

発言者	発言内容
後藤弁護士	<p>チラシをお配りしているかと思うのですが、昨年3月に、こども家庭庁への期待というようなテーマでシンポジウムをさせていただきました。菅前総理や三重県の知事にお話をいただいて、あと各県で先進的な取組をしているところにお話をさせていただきました。本当は埼玉県にもお願いしようかと思ってたんですけどちょっとできなくて申し訳ありません。あとパネルディスカッションで埼玉県の小児医療センター病院長の岡先生にもお話しいただきました。実は先ほどの話は岡先生に言っていたことも多いですけども。虐待を受けた子どもたちへの支援の必要性についていろいろお話をさせていただきました。ただ残念ながら、そもそも専門医がいないということで、根本的な解決には全く程遠いというのが残念ながら現状ですね。ありがとうございました。</p>
金井医師会会長	<p>私の役割はこれで終わりかと思いますが、よろしいですね。事務局の方へお返しします。</p>
司 会	<p>以上をもちまして、会議は終了いたします。</p> <p>なお、本日の後藤先生の御講話につきましては、後日 YouTube 配信いたしますので、関係者の皆様にも御周知くださるようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>